

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、死亡・解任 届出書

年 月 日

沼津市長 <<現市長名を記入>> 様

届出者

〒

フリガナ住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

フリガナ氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		整理番号	
特定工場の所在地		受理年月日	
大気関係	排出ガス量	特定工場の番号	
	ばい煙の発生種別	備考	
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種別		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種別		
水質関係	排出水量		
	特定地下浸透水の浸透の有無		
	汚水等の排出種別		
騒音関係	騒音の発生種別		
振動関係	振動の発生種別		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種別		
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	担当業務の範囲		
選任の事由	他工場との兼任の有無	別紙3のとおり	
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	(死亡・解任)年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	担当業務の範囲		
解任の事由			

- 備考 1 大気関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係、騒音関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記入すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「 関係第種」公害防止管理者公害防止管理者の代理者」と記載すること。
- 2 公害防止管理者が2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 法人であって届出者がその代表者でない場合には、代理者の職、氏名を記載し、代表者の委任状等を添付すること。

別紙1

(1) ばい煙発生施設

	番 号	施 設 の 名 称	項 番 号	施 設 の 規 模	施 設 の 用 途
有害物質の発生施設	1				
	2				
	3				
有害施設以外の施設発生	1				
	2				
	3				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる名称を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

(2) 汚水等排出施設

	番 号	施 設 の 名 称	号 番 号	施 設 の 用 途
有害物質の発生施設	1			
	2			
	3			
有害施設以外の施設発生	1			
	2			
	3			

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1の上欄に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙2

(3) 騒音発生施設及び振動発生施設

番号	施設の名 称	公 称 能 力	台 数	施 設 の 用 途
1				
2				
3				
4				
5				

注1 「施設の名 称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注2 「公称能力」の欄については、次のとおり記載すること。

液圧プレスについては、呼び加圧能力(キロニュートン)

機械プレスについては、呼び加圧能力(キロニュートン)

鍛造機については、落下部分の重量(トン)

注3 同一の種類施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。

別紙3

(4) 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合

兼務公害防止管理者(又はその代理者)の氏名及び資格区分	氏 名: 資格区分:	
管理者(又は代理者)が常勤する工場の名称、所在地、業種及び施設区分(該当する公害の種)	(1) 名 称	特定工場の番号
	(2) 住 所 〒	
	(3) 業 種	
	(4) 施設区分	
兼任する工場の名称、所在地、業種及び施設区分(該当する公害の種)	(1) 名 称	特定工場の番号
	(2) 住 所 〒	
	(3) 業 種	
	(4) 施設区分	
兼務公害防止管理者(又はその代理者)の常勤する工場から兼務工場までの距離、所要時間、交通手段及びルート	距 離: km 所要時間: 分 交通手段: ル ー ト: 常勤工場 (km, 分) (km, 分)	兼務工場
公害防止統括者等の職名及び氏名	・ 常勤工場 ・ 兼務工場	
兼任する非常勤工場の連絡責任者	- () -	
緊急時連絡先	- () -	
兼務公害防止管理者(又はその代理者)の常勤する工場から兼務工場への監視手段		

注1 右端 特定工場の番号欄には記入をしないこと。

注2 兼務可能な工場数は5以下である。

注3 緊急時連絡先には、管理者(代理者)と連絡がとれる連絡先を記入すること。

注4 別添資料として、環境管理業務規定、常勤する工場及び兼務工場の位置図(工場の場所が分かる程度)

注5 別添管理業務規定には、以下のことを記載すること。

- (1) 管理者の選任方法
- (2) 業務範囲、責任、権限、
- (3) 特定施設の維持管理方法、連絡責任者の選任方法、
- (4) 兼務工場への定期巡回の頻度、
- (5) 緊急時等の連絡体制とその応急措置等の対応策、
- (6) その他公害防止業務の実施に関し必要な書類